

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
丸山、服部
03-3581-9095

国民生活審議会第8回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成17年3月31日(木) 10:00~11:50

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村(多)委員、品川委員、高橋(伸)委員、高橋(宏)委員、長田委員、糠谷委員、原委員、樋口委員、古川委員、三木委員、御船委員、山本委員、渡邊委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、白川企画課長、服部消費者企画課長、勝見消費者調整課長、鈴木企画官 ほか

4. 概要

(1) 消費者基本計画の案について

○ 事務局より、資料2「消費者基本計画(案)(素案からの修正)」に関し報告が行われた後、委員から以下の発言があった。

・ 消費者基本法第27条第3項では、消費者政策会議は消費者基本計画の案の作成に際し、国生審の意見を聴取することとなっている。これに鑑みれば、あとは政策会議・閣議にかけるといような段階で審議会に問うという図式ではない。今まで何度か本計画について議論はなされてきたが、それぞれの委員の意見がまとめられることなく、現在に至っている。そのため、本日付で内閣総理大臣より諮問が行われ、審議会としての答申をまとめるというような運用は適当ではない。第27条第3項の意味あいからしても、諮問については、早い段階で行われ、それに基づいて国生審としての意見を提出し、その意見に基づいて各省庁との調整が行われるような形でまとめていくとよかったのではないかと。

→ (部会長)基本計画については昨年の秋より具体的内容についても当部会で議論を重ねてきたところであり、本日はそのまとめということである。これまで委員の方からも意見を出していただいた上で、国民からの意見募集を行うなど、事務局側も努力してきた。また、今までの議論は、各委員がそれぞれの意見を述べているということにとどまらず、消費者基本計画の作成に関して、国生審としての意見を聴取するという、消費者基本法の規定に基づく議論を積み重ねてきたものであり、それが本日まとめに至ったものと認識している。

- ・ 議事の進め方として、本日諮問がなされ、直ちに答申するという手続きは違和感がある。第 1 回目の議論の際に諮問がなされ、その諮問に基づき何回か議論が行われるべきであったと思う。
- ・ 消費者基本計画を策定してこれから推進していく上での制度設計はまだ不十分である。第 19 次国生審の任期は 6 月までであり、それまでに、消費者基本計画の検証・評価・監視の方法について検討をしておく必要がある。規制改革・民間開放推進会議では、会議の主体は委員であり、委員の発議・提案を受け、事務局が調整を行っているが、国生審においても同様の方法で議論を進めるべきである。それを踏まえ、今後の検証・評価・監視等にあたっては各省庁との調整も行っていただきたい。
 - (部会長)消費者基本計画の案を作成するのは消費者政策会議であり、閣議決定がなされる。消費者基本法上、国生審をどの程度まで積極的に位置づけるかは「意見を聴く」という規定の解釈の問題となる。
 - 消費者基本法において、消費者基本計画の案の作成は消費者政策会議が行うこととなっており、案の作成に際し、審議会の意見を聴取することとされている。そのため、政策会議の事務局たる内閣府がその作成に当たってきたものである。また、計画案を突然当審議会に提示して意見を求めているわけではなく、案の作成過程で何回かにわたり審議し、最終案の取りまとめに至ったと認識している。諮問・答申の手続きについては、個人情報保護に関する基本方針の作成に当たっても、国生審の部会で実質的な審議が何回か行われ、案が固まった段階で諮問を行い、即日答申をいただくという手続きを取っているため、今回もその形式に倣った。一方、規制改革・民間開放推進会議は会議で提言をいただき、その提言に基づいて政府が計画を作成することになっていると理解している。そのため、消費者基本計画のように、計画の案自体を消費者政策会議が作成し、その際、国生審の意見を聴くというものとは異なるものであると認識している。
- ・ 消費者基本計画の検証・評価・監視の方法については、作業の最初の段階から一緒に検討させていただきたいので、そういった検討の場を確保していただく必要がある。また、案が動かさないような状態になってから意見を求められる状況と、部会の意見として出せるような状況では、意味が異なる。何度か部会で意見も申し上げ、パブリックコメント等でも意見を提出してきたが、こういった形で各省庁と折衝があり、最終的にこういう形で収まったということは、部会の議事録からは見えてこないことであるので、本日まで諮問が行われなかったことは国民から見ても違和感があるかもしれない。

- ・ 消費者基本計画は5年という長期の計画になるため、例えば、10ページの金融分野における投資サービス法制の検討などは、本来、保険や銀行を含めた金融サービス法の検討というところまで書かれるべき。また、11ページの消費者団体訴訟制度の検討についても、特定商取引法における制度の導入の他、制度がスムーズに世の中に定着していくための情報提供のあり方などといった、制度全体についての方策も盛り込まれるべきであったと思う。
- ・ 表示、情報提供、環境などといった各省庁にまたがっている施策についても盛り込まれていることは評価できるので、しっかりと推進していただきたい。また、国民生活センターで行っているような調査(グループホーム、美容整形、IT等)や苦情相談情報を消費者政策に生かしていただきたい。さらに、予算が削減傾向にある地方公共団体の政策を活性化させるような方策を検討していただきたい。
- ・ 今後の消費者政策に関する調査については、重複を避けていただけることを期待している。例えば、リコールは90年代から相当数の調査がなされていたり、他省庁が行っている調査を数年後、他の省庁で行っていたりしていることは非常にもったいない。
- ・ 特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入の検討や、特定商取引法、割賦販売法における指定商品制の廃止などといった施策が盛り込まれていない。平成15年5月に当部会がまとめた報告書の「21世紀型の消費者政策の在り方について」でも、指定商品制の廃止は急いで検討すべき事項とされている。特定商取引法の改正法が昨年11月に施行されたが、改正したばかりで検討できないのはおかしい。独占禁止法も改正法が国会に提出されているが、計画において団体訴権の検討を盛り込んでいる。また、割賦販売法の抗弁権対抗の規定の整備もまったく記載されていない。今後の基本計画の見直しの際には、このあたりを検討してほしい。
- ・ 「緊要な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」において、監視・取締り、広報・啓発などの施策が盛り込まれているが、自立した消費者の実現のためには、取締り等を行うだけでなく、法整備等、必要なルールを整備していくことも必要。
- ・ 消費者基本計画策定の過程において、消費者団体と共催でフォーラム等を開催したり、パブリックコメントで提出のあった意見を取り入れたりした姿勢は評価できる。また、従来、消費者保護会議に出されていた「消費者保護推進の具体的方策」に比べても各省庁との調整がなされたものと考えている。今後毎年行われる検証・評価・監視にあたって、できるだけ消費者や消費者団体との意見交換の場を設けていただくようお願いしたい。

- ・ 本計画においては実施時期を記載しているが、特に具体的施策においては平成 18 年、19 年度までに実施するものがほとんどである。本計画は平成 21 年度までのものであるため、2、3 年後にもローリング方式で本計画自体の見直しを行うことが必要になってくるのではないかと。
- ・ 検証・評価・監視の際に検討していただきたいこととして、国際化への対応がある。消費者基本法にも国際的な連携の確保として取り上げられ、この計画にも OECD 消費者政策委員会への参画等が盛り込まれているが、本計画に盛り込まれている内容よりもさらに広い国際連携のための施策が必要なのではないだろうか。また、競争政策も景品表示法の運用だけでなく、競争政策の中に消費者政策を取り込んでいく必要があるのではないだろうか。
- ・ 20 ページの「計画の実効性確保」において、検証・評価・監視が盛り込まれているが、例えば消費者教育の評価方法は難しい。検証・評価・監視を行うにあたっては、例えば評価の基準についても併せて検討すべきである。
- ・ 環境教育において、表彰を行うことを環境省が打ち出しているが、以前から消費者教育においても表彰制度は存在し、それが消費者教育の効果を高める一因となっている。効果を高める施策としてこういったことが盛り込まれたことは評価できる。
- ・ 33 ページには、情報提供についての施策が盛り込まれているが、消費者教育の進展や消費者意識といったものについては、意外と情報が無い。しっかりと情報収集や調査を行い、実態を把握し、精査を行い、情報提供に結びつけていく、あるいは国民生活センターの調査に生かすといったように、情報収集から情報提供までがうまく循環していくようお願いしたい。

(2) 消費者基本計画の案について(答申)について

- 落合部会長より、「消費者基本計画の案」に対する答申案を提示し、説明。これに対し、委員より以下の発言があった。

- ・ 基本計画の検証・評価・監視について、20 ページに書かれていることは非常にシンプルである。基本計画は各省庁の施策を束ねたものであるが、基本計画全体としての評価と各省ごとに行っている政策評価との関係はどう捉えているのか。
- 計画の評価は、消費者政策という観点から横断的に毎年行っていく。また、具体的な枠組みについては、今後真剣に検討したいと考えている。各省ごとの政策評価について

は、消費者政策に限らず各省の政策を全般的に評価を行っているものである。

→(部会長) 検証・評価・監視については、要望の中に、当審議会の役割を盛り込んだと認識している。

- ・ 経済財政諮問会議においては、政策評価の結果によって予算を決定する仕組みが提示された。本計画も施策によっては2、3年経たなければ全体の評価ができないものがあると思うが、本計画をまとまりのあるものにするためには、各省庁が行っている政策評価を、消費者政策会議がしっかりと把握し、その上で検証・評価・監視を行うべき。また、評価にあたっての考え方等、国生審がしっかりと意見を出しながらやっていかなければならない。

→ 消費者基本計画策定後、検証・評価・監視を行うに当たっては、当審議会においても検討していただくことになる。具体的な検討の仕組みや体制については、第1回目の検証・評価・監視の時期を念頭に置きながら、しかるべき時期から検討していただきたい。

- ・ 検証・評価・監視にあたっては、監視までではなく、実質的に勧告できるところまで進めていただきたい。消費者政策には横断的な課題が多いという観点からすると、例えば、ホワイト情報(返済事故を起こしていない通常のクレジットやローンの利用情報)の交流が適正かどうかといったことに対し、今後施策を行わない省庁には内閣府より勧告していただきたい。また、環境ラベルについても省庁間で連携ができないか等を勧告できるようにするとよい。

→(部会長) このような点も含め、今後、国生審の役割について議論していきたい。

- ・ 検証・評価・監視についてしかるべき時期に検討とのことだが、毎年の検証・評価・監視をどの時期に行うのか。取りまとめはいつごろになるのか。

→ 検証・評価・監視の取りまとめの時期については、年度末なのか、年度の途中なのか等については、計画の進捗状況を見ながら見極めていきたい。

- ・ 年度末に評価がされるのであれば、次年度の予算には評価の結果は反映されない。また、各省庁のそれぞれの政策評価が出てから、基本計画全体の評価の取りまとめになることは避けるべき。そのため、国生審としての任期が切れる6月までに工程表を作成すべき。

- ・ 国生審の意見をしっかりと取りまとめるべきであるという指摘をしたところであり、今後、必要な施策について、各省庁が消極的な場合には、国生審として意見を言えるような運用をお願いしたい。

→(部会長) 消費者基本計画の案を作成する過程で、何度か当部会を開催し、関与してきた

と認識している。また、パブリックコメントを行い、施策に盛り込む努力も可能な限り行ってきた。そのため、答申案の別紙第2項の「本計画を強力に推進していくこと」という文言についてはそういった経緯も踏まえて書いている。

- ・ 検証・評価・監視の結果、計画の見直しの必要が出てきた場合は、しっかりと見直すべき。また、今回の基本計画が、既存の法律で集中的に対応するという意味であるならば、新しく法整備を行うといったことを含めるべき。

→(部会長)検証・評価・監視の過程において、基本計画自体の見直しが必要であれば消費者政策会議において検討されるものであり、それを消費者基本法は要求していると認識している。必要ならば関係法律の改正もあり得るし、新しく法整備を行う必要もあり得る。ただし、全て法規制で対応することが万能であるわけではないため、立法によるプラスマイナスを考慮して、各官庁には対応していただきたいと考えている。

- ・ 答申案の別紙第3項については、国生審の意見を取り込みながら、検証・評価・監視の中で意見を聴取することになるが、明示的に国生審としての意見がどういったものであったかを切り分けて明記するということなのか。この文言では検証・評価・監視は受け身で行うという印象が強いが、どういったやり方で検証・評価・監視を行っていくのか。

→(部会長)第3項については、決して受け身ではなく、国生審としてむしろ積極的に意見を述べていく趣旨を表現したものである。

- ・ 第3項には、「検証・評価・監視」だけでなく、「策定」もしくは「見直し」という文言を入れると、全体的に国生審が関わることができるのではないだろうか。

→ 原案でも国生審の果たす役割は読み取れると認識している。また、検証、評価、監視の結果、計画を見直すことがあるのは当然のことであり、その旨基本計画にも記述がある。現段階から「見直し」というような文言をあえて入れる必要があるのかどうか。

- ・ 「見直し」という文言の扱いについては、事務局の考え方に同意する。国生審で検証・評価・監視について実質的に関与し、積極的に検討していく旨を文言に盛り込むべき。

→(部会長)答申案別紙の書きぶりについては、部会長に一任とさせていただきたい。

○消費者基本計画の案に対する答申案について了承された。

○国民生活審議会議事運営規則第7条第1項により、落合国民生活審議会会長の同意のもと、本答申を国民生活審議会の答申とすることとされた。

○田口局長挨拶

答申をとりまとめていただき感謝。今後、政府においては、4月5日開催予定の消費者政策会議で基本計画案を決定するとともに、8日にも閣議決定の予定。当審議会からいただいた要望を重く受け止め、基本計画を強力かつ効果的に推進していきたい。

以上